橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (令和6(2024)年度~令和8(2026)年度)(案)に 係るパブリックコメント(市民意見募集)の実施結果

1. 意見募集案件

橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和 6 (2024) 年度 ~令和 8 (2026) 年度)(案)

2. 意見の募集期間

令和5年11月15日(水)~令和5年12月14日(木)

3. 公表方法

- ・市ホームページ
- ・市役所介護保険課での閲覧
- ・図書館、中央公民館および各地区公民館での閲覧

4. 意見提出方法

持参、郵便、ファクシミリ、電子メール

5. 意見提出数

|名||件

●意見概要

第1号被保険者(65歳以上)の市民のみなさんが払っている介護保険料は、余った時は返さないで「介護保険給付費準備基金」に貯められます。このお金は、次期の介護保険料を引き上げないために使うことができるお金です。

第8期保険料は、65歳以上の高齢者の介護保険料基準月額が第7期基準月額 6630円から6300円と330円下がりました。今年の3月議会で、第9期の保険料については、1億円の取り崩しを基本としながら保険料算定を行うと答弁しています。

2022年度決算でII億円もの基金が積み立てられています。物価高騰や年金の実質切り下げなど、高齢者の暮らしが大変な中、介護保険料は重い負担になっています。基金を取り崩して介護保険料を引き下げることを求めます。「前期で余った介護給付費準備基金」は次期の計画時に繰り入れるのが基本であると国からも示されています。第9期介護保険事業計画で、年をとっても安心して暮していけるよう、大幅な介護保険料の引き下げを事業計画にとりいれてください。

●市の考え方

介護給付費準備基金は、計画策定時点では想定していなかった急激な給付費の上昇に備えるなど、介護保険財政の安定を図るという重要な役割があることから、一定の積立額は必要であると考えます。

一方で、第8期では、計画よりも介護給付費の伸びが抑えられたことにより、 介護給付費準備基金の積立額が増加しています。

このことから、第 9 期の保険料については、介護給付費準備基金の適正な水準も見極めながら取り崩しをし、保険料の軽減に努め、第 9 期の事業計画に算定した保険料を掲載します。